

## 申込・届出

次の場合は、必ず市役所・町役場の  
衛生担当窓口へ届出をお願いします。

- 世帯数が増減した場合【人頭制収集の場合】  
(入院・長期出張などを含みます。)
- 世帯主、事業主が変わった場合
- トイレの様式【形態】を変更した場合  
(普通汲取り式、無臭式、簡易水洗、浄化槽、下水道など)
- 便槽数を変更した場合
- 収集回数を変更する場合
- 収集申込み及び一時停止又は取消する場合
- 転居・転出される場合  
(収集料金の未払いの有無をご確認ください。)